

千葉県学校間連携運営協議会運営要領

(趣旨)

- 1 この要領は、千葉県学校間連携実施要綱第2条第12項に基づき、千葉県学校間連携運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に係る必要な事項を定める。

(組織)

- 2 協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
 - (1) 千葉県小学校長会及び中学校長会（以下「校長会」という。）の会員のうち、校長会会長が指名する者
 - (2) 千葉県小中特別支援学校教頭会（以下「教頭会」という。）の会員のうち、教頭会会長が指名する者
 - (3) 千葉県立小中特別支援学校事務職員研究会（以下「研究会」という。）の会員のうち、研究会会長が指名する者
 - (4) 学校間連携総括主任本務校校長
 - (5) 学校間連携総括主任
 - (6) 教育委員会教育総務部教育職員課（以下「教育職員課」という。）の職員のうち、教育職員課の教職員課長が指名する者

(会長及び副会長)

- 3 協議会に会長及び副会長を置く。
 - (1) 会長は、前条第1号の委員をもって充てる。
 - (2) 副会長は、会長が指名する者を充てる。
 - (3) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び協議事項)

- 4 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、次の事項について協議する。
 - (1) 学校間連携の実施計画に関すること。
 - (2) 学校間連携による学校運営の支援に関すること。
 - (3) 学校間連携に係る理解・啓発に関すること。
 - (4) 学校間連携に係る成果・課題に関すること。
 - (5) その他学校間連携に関すること。

(庶務)

- 5 協議会の庶務は、教育職員課において所掌する。

(補足)

- 6 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。